

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	土地区画整理法		法令番号	昭和29年法律119号		
手続名	土地区画整理組合設立の認可		根拠条項	第14条第1項		
審査基準	<p>1 申請手続きが法令に違反していないこと。</p> <p>2 定款又は事業計画の決定手続き又は内容が法令に違反していないこと。</p> <p>3 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によって市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていないこと。</p> <p>4 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分であること。</p> <p>5 都市計画法第7条第1項の市街地調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第4条第12項に規定する開発行為が同法第34条各号の一に該当すると認められること。</p>					
	受付機関	各市町	処理機関	まちづくり課	交付機関	まちづくり課
		標準処理期間		90日	目次	5
		標準経由期間		20日	No.	